相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市大庄北五丁目五一五番地、最後の住所兵庫県尼崎市西難波町二丁目二一番一〇号　被相続人　亡　津久田純次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号　ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階

相続財産管理人　弁護士　足立友季世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県勝田郡勝央町上香山三六〇番地、最後の住所岡山県勝田郡勝央町上香山三六〇番地二　被相続人　亡　髙橋志津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

岡山県津山市田町五九番地二

相続財産管理人　司法書士　正影　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市瀬戸田町高根五四六番地、最後の住所広島県尾道市久保町一七八六番地星の里　被相続人　亡　宮本　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

事務所広島県尾道市高須町五六九二番地三

亀谷司法書士事務所

相続財産管理人　亀谷　昌宏

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年五月十九日

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡藍住町乙瀬字乾二一

一、墳墓等の名称　法音寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡藍住町乙瀬字乾二一　宗教法人法音寺　住職　松本法雄

公示送達

坂戸都市計画入西東部土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法第九十八条第一項の規定による仮換地指定通知については、送付すべき場所を確知することができないので（送付を受けるべき者が受領を拒んだので）、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　埼玉県坂戸市大字塚崎五六二番地三

氏名　木村　福松

住所　埼玉県坂戸市大字塚崎二一三番地一

氏名　山崎喜代治

二、通知の内容

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定により、坂戸都市計画入西東部土地区画整理事業の換地設計において定められた別紙仮換地指定通知書及び仮換地明細図のとおり仮換地指定をします。

別紙、仮換地指定通知書及び仮換地明細図は掲載を省略し、それらを入西東部土地区画整理組合事務所の掲示板において掲示します。

なお、この通知の効力発生の日は、平成二十九年三月三十一日とします。

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に埼玉県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から六箇月以内に入西東部土地区画整理組合を被告として、処分の取消訴訟を提起することができます。

平成二十九年五月十九日

埼玉県坂戸市大字戸口四四八番地

入西東部土地区画整理組合

理事長　森田　精一

公示送達

坂戸都市計画入西東部土地区画整理事業において、左記の者に対する土地区画整理法第百条第一項の規定による使用収益停止の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当該書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の氏名

氏名　加藤仲治郎

二、通知の内容

坂戸都市計画入西東部土地区画整理事業区域内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第百条第一項の規定により、使用し、又は収益することを停止しますので、同法同条同項の規定により通知します。

当該通知は入西東部土地区画整理組合事務所の掲示板において掲示します。

なお、この通知の効力発生の日は、平成二十九年三月三十一日とします。

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に埼玉県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から六箇月以内に入西東部土地区画整理組合を被告として、処分の取消訴訟を提起することができます。

平成二十九年五月十九日

埼玉県坂戸市大字戸口四四八番地

入西東部土地区画整理組合

理事長　森田　精一

第３期決算公告

平成29年5月19日

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号　丸の内ビルディング

ＣＦＭ Ａｓｉａ株式会社

代表取締役

スティーブン・ジョン・シェパード

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	29,630
	固定資産	27,199
	資産合計	56,830
負債及び純資産の部	流動負債	31,456
	株主資本	25,373
	資本金	15,000
	利益剰余金	10,373
	その他利益剰余金	10,373
	（うち当期純利益）	(11,306)
	負債・純資産合計	56,830

第２期決算公告

平成29年5月19日

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号　丸の内ビルディング

ＣＦＭ Ａｓｉａ株式会社

代表取締役

スティーブン・ジョン・シェパード

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	15,948
	固定資産	27,506
	資産合計	43,455
負債及び純資産の部	流動負債	29,388
	株主資本	14,067
	資本金	15,000
	利益剰余金	△932
	その他利益剰余金	△932
	（うち当期純利益）	(17,132)
	負債・純資産合計	43,455

第３期決算公告

平成29年5月19日

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号　東京共同会計事務所内

IVORY INSIGHT SDN BHD

日本における代表者　古田　謙一

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）

（単位：マレーシア・リンギット）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,544,016
	固定資産	108,118,409
	合計	116,662,425
負債及び純資産の部	流動負債	136,261
	固定負債	62,956,285
	資本金及び資本剰余金	49,243,253
	利益剰余金	4,326,626
	合計	116,662,425